

「3年以内既卒者・及びトライアル雇用奨励金」の実施期間が延長されます。

上記2つの奨励金は、学校卒業後安定した仕事に就いていない若者の就職促進を図るため、3年以内既卒者を雇い入れた事業主に対して奨励金を支給するものです。

		基本(特例措置以外)	東日本大震災特例措置
	延長内容	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象	平成25年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成25年4月末までに雇用開始した労働者が支給対象
「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」 平成21年3月以降に大学等(※1)を卒業後、安定した就労経験がない人が対象		正規雇用から6ヶ月定着した場合に、 100万円支給 (奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り)	「震災特例専用求人(※2)」を提出し、対象者を雇い入れ →正規雇用から6ヶ月定着した場合に、 120万円支給 雇用保険適用事業所単位で、1事業所最大10回(震災特例対象者10人)まで支給が可能
「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」 平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労経験がない人が対象		有期雇用(トライアル雇用)期間(原則3ヶ月) : 1人につき月額10万円、 →その後、 正規雇用から3ヶ月後 : 50万円支給	「震災特例専用求人」を提出し、対象者を雇い入れ →有期雇用(トライアル雇用)期間(原則3ヶ月) : 1人につき月額10万円、 →その後、 正規雇用から3ヶ月定着した場合に、60万円支給

※1 「大学等」とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。

※2 「震災特例専用求人」とは、被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した奨励金対象求人をいいます。

- 各奨励金とも、ハローワークに求職登録をされていて、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた人が対象となります。(ハローワークから紹介を受ける前に、対象者を雇用する取り決めをしている場合は、支給対象になりません。)
- 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、その労働者を雇用したことがある場合(アルバイトなど短期間雇用も含む)は、支給対象になりません。

奨励金の支給には、この他にも一定の要件がありますので、事業主支援コーナー、またはハローワークにお問い合わせください。